

かすがい次世代まちづくりリーダー育成事業委託プロポーザル実施要領

1 目的及び趣旨

春日井市（以下「本市」という。）の市民活動団体では、会員の高齢化や既存活動への参加者不足が問題となっています。

一方、若者や現役世代では、就業分野の多様化により「市民活動でまちを元気にしたい」、「市民活動を応援、支援したい」、「市民活動に関係する仕事をしたい」などの考えを持つ人も増えていることから、こうした若者や現役世代を発掘し育成することが、本市の持続可能な市民活動の支援等に繋がるものと考えています。

こうしたことから、本市の市民活動を担える新たな人材を発掘し、効率的かつ効果的な育成を行うことができる専門知識や経験、スキルを有する民間事業者に事業を委託するものです。

選定にあたっては、費用面だけではなく、人材発掘の手段や研修手法、事業体制等が重要であるため、提案書によるプレゼンテーションを基本とした公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）を実施するものとします。

2 事業の概要

(1) 事業名

かすがい次世代まちづくりリーダー育成事業委託（以下「本委託」という。）

(2) 委託期間

契約日から令和8年3月31日まで

(3) 委託事業

別添「かすがい次世代まちづくりリーダー育成事業委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりとします。

(4) 契約方法

単年度契約

(5) 事業に係る経費（委託額）

2,714,800円を上限とします。（消費税及び地方消費税を含む。）

※ この金額はプロポーザルのために設定した上限額であって契約金額ではありません。

また、予定価格については、本委託料上限額の範囲内で別途設定します。

なお、上記金額には、本委託の実施に必要な全ての経費を含むものとします。

3 プロポーザル参加資格の要件

(1) 次の各号に掲げる要件をすべて満たしている必要があります。

ア プロポーザル参加申込書の提出日現在において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。

イ 契約締結までの間、次のいずれにも該当していること。

(ア) 春日井市建設工事等請負業者指名停止措置要領による指名停止の期間でないこと。

(イ) 春日井市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書（平成24年3月19日付け春日井市長、愛知県春日井警察署長締結）に基づく排除措置を受けていないこと。

(ウ) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てがなされていないこと。

(エ) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条に基づき再生手続開始の申立てがなされていないこと。

※ ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者で、再度の入札参加資格審査の申請を行い、認定を受けた者については、更生手続開始又は再生手続開始の申立てをなされなかった者とみなします。

ウ プロポーザル参加申込書の提出日現在において、国税、都道府県税及び市町村税に未納がないこと。

エ プロポーザル実施日までに、春日井市入札参加資格者名簿に登載されていること（入札参加資格者名簿は、登載までに2週間以上かかるため、早急に行う必要があることに留意してください。）。

オ 自社以外の事業者の本委託の全部を委託し、又は請け負わないこと。

4 参加申込書の提出

春日井市入札参加資格者名簿への登載状況	「登載されている事業者※ ¹ 」 の場合	「登載されていない事業者」 の場合
提出書類	・プロポーザル参加申込書 （様式1-1） ・会社概要書（様式1-2）	・プロポーザル参加申込書 （様式1-1） ・会社概要書（様式1-2） ・登記事項証明書等※ ² ・納税証明書等※ ³
提出方法	・持参 ・郵送※ ⁴ （書留郵便限定） ・電子メール※ ⁴	・持参 ・郵送※ ⁴ （書留郵便限定）
提出部数	各1部（提出書類は全てA4判 縦 左綴じとしてください。）	
提出期限	令和7年2月28日（金）午後5時（必着）	
提出先	春日井市 いきがい創生部 市民活動支援センター 住 所：〒486-0837春日井市春見町3番地 電 話：0568-56-1943（直通） E-mail：sasae-i@city.kasugai.lg.jp	

- ※1 会社概要書（様式1―2）の春日井市入札参加資格者名簿業者登録番号記入欄に10桁の登録番号を記入してください。
- ※2 履歴事項全部証明書又は登記簿謄本で3か月以内に発行されたものに限り
ます。
- ※3 未納の税額がないことを証明できるものとし、国及び申込者の所在地における地方公共団体が証明する次に該当する書類とします。（直近1年分）
 - (1) 国税（法人税、消費税及び地方消費税）
 - (2) 都道府県税（法人都道府県民税、法人事業税（地方法人特別税を含む）等）
 - (3) 市町村税（法人市町村民税、固定資産税等）
- ※4 電子メール及び郵送の場合は、提出期限までに市民活動支援センター（春見町3）に到達したもののみ有効となるため、必ず到達の有無を電話で確認してください。

5 質問及び回答

質問がある場合は、質問書（様式2）に必要事項を記入の上、電子メールで照会してください。照会の際は、必ず電話にて電子メールの着信を確認してください。

なお、提出期限以降の本委託及び仕様に関する質問には一切回答できませんので、御注意ください。

(1) 提出期限

令和7年2月16日（日）午後5時（必着）

(2) 提出先

春日井市 いきがい創生部 市民活動支援センター

電 話：0568-56-1943（直通）

E-mail：sasae-i@city.kasugai.lg.jp

(3) 回答方法

質問の回答は、質問内容を含めて令和7年2月21日（金）までに質問書提出者全員に電子メールで行うとともに、市ホームページで公開します。なお、回答内容は、本実施要領及び仕様書の追加又は修正とみなします。

6 企画提案の概要

仕様書の目的等を踏まえ、次に掲げるものを「企画提案書」として提出してください。

(1) 事業全体に対する理解

かすがい次世代まちづくりリーダー育成事業に対する基本的な考え方を示すとともに、受講者が本市の市民活動を担える新たな人材として定着するための方策等についても提案してください。

(2) 事業に関する提案

仕様書を確認の上、次に掲げる点を踏まえて提案してください。

- ア 本市の市民活動を担える新たな人材を発掘・集客する方法の提案
- イ 本市の市民活動を担うために必要な知識やスキルが習得できる研修の提案
- ウ 受講者の習熟度を測る方策や受講者へのフォローアップの支援方法の提案

(3) 事業のスケジュール

契約日から令和8年3月31日までの間において、実施項目及び実施内容ごとに週単位程度で工程を提示してください。

(4) 事業の実施体制に関する提案

管理者及び直接従事する担当者の氏名、事業者名・所属・役職等を事業推進体制（様式3）に記載し提出してください。なお、原則として体制の変更は認めません。やむを得ない理由で変更する場合は、事前に承認を得てください。

(5) 事業への有益な提案

仕様書で要求している事項以外の有益な提案

(6) 費用

消費税及び地方消費税を含んだ金額及びその詳細な内訳を記載した費用を提示してください。

7 企画提案書の提出

(1) 提出書類

企画提案書（「6 企画提案の概要」の内容を全て含むものとしてください。）

A4判縦（A3判の折り込み可） 合計20頁程度までとします。

(2) 提出部数

10部

(3) 提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る。）

(4) 提出期限

令和7年3月7日（金）午後5時（必着）

※ 期限までに提出がない場合は辞退とみなします。

(5) 提出先

春日井市 いきが創生部 市民活動支援センター

住 所：〒486-0837春日井市春見町3番地

電 話：0568-56-1943（直通）

(6) その他

ア 1事業者につき1提案とします。

イ 企画提案書表紙の次に目次を作成し、表紙及び目次を除き、頁番号を記載してください。

ウ 企画提案書への事業者名の記載は1部のみとし、残りの9部には事業者名及び事業者が特定できる表記をしないでください。

エ 提案内容はすべて企画提案書に記述してください。

- オ 提出期限以降の、企画提案書の修正や追加資料の提出は認められません。
- カ 提出された企画提案書は返却しません。
- キ 企画提案書の著作権は、本市に帰属するものとします。
- ク 郵送の場合は、提出期限までに市民活動支援センターに到達したものに限り
ますので、必ず到達の有無を電話で確認してください。
- ケ 提出書類は原則非公開としますが、本委託の契約者については提出書類の全
部又は一部が情報公開の対象となることがあります。
- コ 見積金額が本要領「2 事業の概要 (5) 事業に係る経費 (委託額)」に記載の
金額を超えた場合は失格としますので注意してください。

8 審査及び決定

(1) 審査

企画提案書を提出された者（以下「提案者」という。）によるプレゼンテーションを実施し、「かすがい次世代まちづくりリーダー育成事業委託事業者選定審査会」において審査のうえ、最優秀者及び次点者を決定します。

(2) プレゼンテーション

ア 実施日

令和7年3月14日（金）

※会場、順番、集合時刻等については、後日、通知します。

イ 出席者は統括責任者を含め3名までとします。なお、今後実務を担当することになる方もできる限り同席してください。

ウ プレゼンテーションの時間は、説明及び質疑を含め概ね35分（説明15分以内、残りの時間は質疑応答）とします。

エ パソコン等の準備は、前者終了後の調整時間（5分間）内とします。

オ プレゼンテーションに使用するパソコン等（パワーポイント等のソフト入り）は提案者で用意してください。

カ プロジェクター（エプソン社製E B-W 0 5）及び接続用HDMIケーブル、プロジェクター用スクリーンは本市が用意します。機種仕様等については事前に確認してください。

キ 提案者が1者のみであった場合でも、プレゼンテーションを実施します。

ク プレゼンテーションは非公開とします。

ケ プレゼンテーションの評価項目等については別表「評価基準表」のとおりです。

(3) 結果通知

審査の結果については、令和7年3月19日（水）を目途に提案者全員に対して速やかに文書で通知します。

(4) 委託契約

ア 最優秀者を本委託に係る契約候補者とし、見積書徴収の相手方とします。

イ 契約方法は、随意契約です。

ウ 見積書の徴収は、3月下旬を予定しています。

エ 最優秀者が契約を辞退した場合や契約が不調となった場合は、次点者を契約交渉の相手方とします。

オ 契約手続は、春日井市契約規則（昭和40年春日井市規則第6号）及び春日井市入札者心得書の定めによるものとします。

カ プロポーザルは、春日井市令和7年度当初予算成立を前提とした年度開始前の事前準備手続きで予算成立後に効力を生じるものです。したがって春日井市議会において当初予算が否決された場合は、委託契約は締結しないものとします。なお、契約しなかった場合においても、応募者が本委託を実施するために支出した費用（準備行為も含む。）、提供した知見の対価等については、一切補償しません。

9 その他

- (1) 企画提案書の作成及びプレゼンテーションへの参加に要する費用は、応募者の負担とします。
- (2) プロポーザル参加申込書の提出後に、提案を辞退する場合はプロポーザル参加辞退届（様式4）を提出してください。